



棚・収納家具を搭載した移動ラック

JIS S 1049 : 2020

(JOIFA/JSA)

令和 2 年 8 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	東京都立大学 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	横徹 雄	東京都市大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和迩 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主務大臣：経済産業大臣 制定：令和2.8.20

官報掲載日：令和2.8.20

原案作成者：一般社団法人日本オフィス家具協会

(〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-12-11 リガーレ日本橋人形町 TEL 03-3668-5588)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田3-13-12 三田MTビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
3.1 移動ラックの構成に関する用語	2
3.2 移動ラックの走行に関する用語	4
4 種類	6
4.1 形式による分類	6
4.2 用途による分類	6
5 寸法	7
6 品質	7
6.1 外観	7
6.2 性能	7
7 構造	9
7.1 一般	9
7.2 各部の構造	9
8 制御及び安全対策	13
8.1 一般	13
8.2 制御	13
8.3 安全対策	13
9 試験	15
9.1 一般	15
9.2 強度及び耐久性の試験	15
9.3 走行試験	18
9.4 表面処理試験	19
10 検査方法	21
10.1 製品検査	21
10.2 試運転検査	21
11 表示	21
12 取扱説明書	21
13 施工及び保守	22
附属書 A (参考) 移動ラックの寸法表示	23
附属書 B (参考) 転倒防止装置に作用する力の計算方法	24
附属書 C (参考) 施工及び保守の運用方法	26
附属書 D (参考) 危険源、危険状態及び対策に関する事項	27
解 説	31

まえがき

この規格は、産業標準化法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

棚・収納家具を搭載した移動ラック

Movable racks with shelves and storage furniture

1 適用範囲

この規格は、棚及び／又は収納家具を収納部として搭載した、全高 3 000 mm 以下の移動ラックについて規定する。ただし、収納部の下部にキャスターを取り付けただけのもの及び JIS Z 0620 に規定するパレットラック用電動式移動ラックを除く。

ここで、棚及び／又は収納家具とは、JIS S 1039 による書架・物品棚及び／又は JIS S 1033 によるオフィス用収納家具を台車部に搭載できる仕様にしたものという。また、移動ラックとは、収納部、台車部及び走行レール部からなり、ラックユニットを並べて構成するもので、主に、書庫、オフィス、倉庫などで、収納及び保管を目的として使用されるものをいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 1531 家具—常温液体に対する表面抵抗の試験方法
- JIS A 5549 造作用接着剤
- JIS A 5905 繊維板
- JIS A 5908 パーティクルボード
- JIS B 9700 機械類の安全性—設計のため的一般原則—リスクアセスメント及びリスク低減
- JIS B 9705-1 機械類の安全性—制御システムの安全関連部—第1部：設計のため的一般原則
- JIS B 9960-1 機械類の安全性—機械の電気装置—第1部：一般要求事項
- JIS B 9961 機械類の安全性—安全関連の電気・電子・プログラマブル電子制御システムの機能安全
- JIS H 8610 電気亜鉛めっき
- JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケル－クロムめっき
- JIS K 5961 家庭用屋内木床塗料
- JIS K 5962 家庭用木部金属部塗料
- JIS S 1033 オフィス家具—収納家具
- JIS S 1039 書架・物品棚
- JIS Z 0110 産業用ラック用語
- JIS Z 0620 産業用ラック
- JIS Z 1522 セロハン粘着テープ
- JIS Z 2101 木材の試験方法
- JIS Z 8703 試験場所の標準状態